



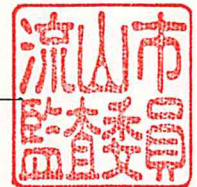
流山市監査委員告示第14号

随時監査（公金管理）の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成29年10月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流環第313号  
平成29年9月12日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年8月31日付け、流監第38号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	平成29年 8月31日・流監第 38号		
監査の種別	随時監査（公金管理）		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
環境部 環境政策・放射能 対策課	指摘 (3)	鑑札発行手数料・狂犬病予防注射済票交付手数料について、レジスターで管理していたが、釣銭を用意していなかったことから、釣銭を用意するよう求める。	平成29年6月から、流山市釣銭取扱要領に基づき、会計課から釣銭の交付を受け、レジスターを使用し管理、運用しています。
環境部 環境政策・放射能 対策課	意見	粗大ごみ処理券販売に係る収納金について、手提げ金庫で別に管理していたことから、レジスターの有効活用に努められたい。	平成29年6月から、レジスターの設定を変え、粗大ごみ処理券の販売を集計できるようになりました。それにより収納金について、レジスターを使用し管理、運用するようになりました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。